



2 厚生年金保険<会社で はたらく人の 年金>

しゅるい 2-2 種類

ろうれいこうせいねんきん (1) 老齢厚生年金

さい 65歳から もらうことが できます。こくみんねんきん あ 国民年金と 合わせて もらうことが できます。

つぎ ひと 次のような人が もらうことが できます。

- ・ こうせいねんきんほけん ひと 厚生年金保険に はいっていた人
- ・ ねんいじょう こくみんねんきん ほけんりょう ねんきんほけん かね ひと ねん なか めんじよきかん 10年以上、国民年金の 保険料<年金保険の お金>を はらった人(10年の中に 免除期間 <お金を はらわなくていい 間 >も かぞえます。)

しょうがいこうせいねんきん (2) 障害厚生年金

しょうがいしゃ 障害者に なったときに もらうことが できます。こうせいねんきんほけん あいだ しょうがいしゃ 厚生年金保険に はいっている 間に 障害者になった げんいん びょうき けがを いしゃ ひと 原因の 病気や けがを 医者に みてもらった人が もらうことが できます。きめられた ほけんりょう 保険料を はらっ ひと ていない人は もらうことが できません。

いぞくこうせいねんきん (3) 遺族厚生年金

せいかつ 生活するために ひつような きゅうりょう ひと し かぞく 給料を もらっていた人が 死んだあと、その 家族が もらうことが できます。 もらうために いろいろなきそく 規則が あります。こくみんねんきん あ 国民年金と 合わせて もらうことが できます。



だつたいいちじきん きこく

(4) 脱退一時金(帰国するとき)

にほんじん ひと こくみんねんきん こうせいねんきん ほけん かね
日本人でない人が 国民年金や 厚生年金保険を やめるとき お金を もらうことが できます。

だつたいいちじきん ひと した ひょう
「脱退一時金」と いいます。もらうことが できる人については 下の 表を みて ください。

もらうことが できる人	だ しよるい 出す 書類	だ ほかに 出すもの
<p>こくみんねんきん こうせいねんきん 国民年金や 厚生年金を 6 かげつ ねん かげつ ヵ月から 9年11ヵ月まで は ひと らった人 ※日本から 外国へ 行って から、2年以内に 書類を 出し て ください。</p>	<p>だつたいいちじきんさい 脱退一時金裁 ていせいきゆうしょ こくみん ねんきん こうせいねん きん ほけん 年金/厚生年 金保険)</p>	<p>1 パスポートの コピー さいご にほん で ひ なまえ う ひ こくせき (最後に 日本から 出た日、名前、生まれた日、国籍、サイ ざいりゆうしかく か ン、在留資格が 書いてあるところ) 2 銀行、支店名、支店の住所、口座番号、本人の 口座名 ぎ 義が わかるもの (銀行が 出した 証明書。または、「銀行 ぎんこう してんめい してん じゅうしょ こうざ ばんごう ほんにん こうざめい の 口座証明印」に 銀行の いんかん(はんこ)を もらった もの) 3 年金手帳</p>

にほんねんきんきこう
日本年金機構より

もらうことが できる お金は、はらった 保険料の 50%くらいです。

ねんいじょう こくみんねんきん こうせいねんきん ほけん ほけんりょう ひと じぶん くに かね さい
10年以上 国民年金や 厚生年金保険の 保険料を はらった人は 自分の 国へ 帰っても 65歳から

にほん ねんきん
日本の 年金を もらうことが できます。そのため 脱退一時金を もらうことが できません。

だつたいいちじきん ねんきん だつたいいちじきん
脱退一時金を もらうことは それまでの 年金を やめることです。脱退一時金を もらうかどうか、よく かん
がえて ください。

ねんきんじむしょ き
くわしいことは 年金事務所で 聞いて ください。